

# 琉球大学学術リポジトリ

米国管理下の南西諸島状況雑件 沖縄における日章旗掲揚問題

メタデータ	言語: 出版者: 公開日: 2019-02-13 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: - メールアドレス: 所属:
URL	<a href="http://hdl.handle.net/20.500.12000/43788">http://hdl.handle.net/20.500.12000/43788</a>

コザ市  
39  
9  
7

1120 11  
アメリカ局長  
報道課長  
先米課長

極秘

米国外務省の書記官との会議の件

(3月 8日)

加本9日 協定委員会打合せのため

在京米大使館の書記官と高橋課長とを  
東京協定委員会との関係について要旨  
次のとおり連絡があった。

1. 今朝、高橋課長から電報が来たが、一昨  
日の午後、コサに在り、民政府の許すも受け  
ず、オリンピック聖火歓迎のため、市街に掲げら  
れた日本国旗を本米兵が踏んだ。右米兵  
は環球警察により M.P. に引渡された。日本国  
旗は米兵側より環球側に引渡された。国  
旗には別段異状はなかつた。軍報通部  
で米兵への PR 等善後措置を以ていふか、  
懸念した事はないと云う。 <sup>新聞で</sup>  
扱われるので、連絡する。

2. 1964年の日本の対米関係の総括  
覚書に、民政府、環球政府側の署名を了したの2

作られた。(同書類は同席の特務局幹  
事官にその場で手交した。)

3. 日本横船が小笠原近海で捕獲した。  
父島に運送された件について、外務省から  
海軍武官府へ力沢に情報提供を連絡が  
あった由であるが、今後はこの種のことには  
Brums 又は自令に連絡する。

(当方より今後には渡辺事務官がフランス又は  
ソ連に連絡するに必要と認められた。)

アメリカ局長 出

参事官

北米課長 出

口旗事件はいつ? 9.11(金)

(南連の電話記録)

- 7日夜 事件が起きた。
- 犯人の米兵3人は口旗を斬った。
- 降された口旗は4本でうち2枚はやぶされた。後の2枚は使えぬ程腐った。
- この旗はコサ市長所有の旗で、同市長からは告訴はなされたらしい。
- 米側は口旗被傷事件であるが、神符を使っている。
- 聖火観望のふんいきの中で起った小さな事件として一般住民を現地新聞とほとんと問題にしない。

之は  
確かな  
米兵側  
明か  
皇ル  
米側は  
街並を  
飾った  
象徴的  
にして  
和風は  
掲げた  
ものの中  
のち  
びあつ  
ていつ  
いる。

極秘  
未平

沖縄における日本の旗破壊

127112

(昭39.9.15)  
アメリカ局長

1. 9月15日 12:20分 サムエルに参事官より

竹内に対し、次の通り連絡があった。なお、  
電話

本件連絡は、竹内より、15日朝、米側にあり、速か

に遺憾の意の表明があった。事態収

拾は好都合であるか如何をササキ

に尋ねて行つたのに対し、在京米大使館

から沖縄と連絡した上で回答を以

てしたものである。

1. 「高年赤防衛口、本件について遺憾  
米大使館を通じて」

の意を表明する。高年赤防衛はこの

種行為を容認 (condone) するもの

はふ。事件に関係した米側の者は

対しては、適当な措置がとられる。ま

た琉球内にあるすべての米国人に対し

同種の事件が起るのを注意を喚起

する。」

2. 15日朝、本件につきサムエルに参事官に

連絡した以降、サ参事官が述べた

内容は次の通り。

3

9月7日 本件が発表された際、犯行者  
 は 沖縄警察により逮捕されたものである  
 が、当時琉球側及び米側において互に  
 本件を不同にするとの約束があった、大  
 使館は高等弁務官府より本件の通報を  
 内々に  
 受けながら之を外務省に伝えるところに  
 ついては高等弁務官府は心よから思っ  
 ている。その理由は、本件が新聞に掲載  
 されるに至る原因は、古屋内内閣副総  
 務長官が12日頃 沖縄に出張の際  
 本件につき、方々に聞き廻つて、  
 〇

からである

よると思われる。なお、本件口裡揚  
 揚については、事前には米政府の許可  
 を取得していかつたか、大りにヒック  
 仰ぐところもあり、米側において揚揚  
 を黙認してあるものがあること、  
 〇  
 〇  
 〇  
 〇  
 〇  
 〇  
 〇  
 〇  
 〇  
 〇  
 〇  
 〇  
 〇

沖縄の国旗損壊事件について  
アメリカ局長記者会見内容

昭和39 9/5  
アメリカ局北米課

局長 この事件については、米側から次のような連絡があつた。

「高等弁務官は米大使館を通じ、本件について遺憾の意を表す。高等弁務官としては、この種の行為を許すものではない。事件に関係した米側の者に対しては適当な処置がとられた。また琉球内にあるすべての米国人に対し、同種の事件が起らぬよう注意を喚起する。」

問 事件の内容については。

局長 旗は那覇市で米兵により引き降され、沖縄警察につかまり、身柄は米側に引渡された。

米側から連絡あつたのは15日12時20分頃電話であつた。

問 どちらから抗議はしてあるのか。

局長 やる暇なかつた。

問 やるべきものか。

局長 どうですかね。

問 日本の国旗が侮辱されたこと自体については（沖縄という場所はともかく）。

局長 法律がどうなつているかだが、正式にかけられた場合と、万国旗のような場合と違うらしい。まだよく調べてない。長崎国旗事件の場合は、承認してない国の旗。。。

問 行為があつた事実は米側も認めてるわけだが、それについて抗議をいえないか。

局長 今抗議することは考えてない。そこで向う側から遺憾の意を説いてきたのだから、向うに先手をとられた。

沖縄情勢が好転している折でもあり、全体が傷つくようなことはしたくない。もつともまだ大臣にも報告してないので、私限りではなんともいえないが。

問 電話だけというのは礼を失する。

局長 現地で正式に発表すると思う。日本に遺憾の意を表したことも。

問 外務省はこの事件を重視してないのか。

局長 外務省としてといわれると困るが、私とし

ては、不心得者があることはある程度やむをえない。金体が曲げられることがないように希望する。

問 3人だけか。前にも事件があつたのではないか。

局長 その辺はよく判らぬ。

問 処分は3人だけか。前のも全部か。

局長 全部ということではあるまい。確認したのはコザでの3人である。

問 日付は。

局長 7日、聖火の着いた翌日。

問 他の一連の事件について、外務省として情報を求めたか。

局長 特達局に依頼してある。

問 特達が今日事情を聴取すると聞いているが、7日から1週間経た今日初めて新聞に出た。特達が事実を知つたのはいつか。

局長 特達もよく知らなかつたらしい。

問 1週間の間米側からはなにもいつてきてなかつたか。

局長 こない。

問 日の丸を立てることは民政府の許可をうるという話だが、誰がえたのか。

局長 その辺もまだよく判らぬが、公共の建物は祝祭日にはよい、それ以外は許可がいる。一般の人が立てるのには許可はいらぬ。

問 今度のはコザ市が立てたか。

局長 その辺もよく判っていない。

問 事実関係について、なんという米兵が、米側に聞いたか。

局長 聞いていない。

問 今後やるか。

局長 特達局を通じてやる。

問 直接米側とは。

局長 私は、今は考えてない。

問 一連の事件があつたか調べる要はないか。

局長 さあ。

問 遺憾の意では判らん。

局長 意図は判る。とにかくせつかく好転してきている沖縄情勢をこの事件で傷つけないと



いのが私の気持である。

問 抗議したら傷つくか。

局長 さきにあやまつてきたものを抗議することもあるまい。

問 公になつてしまつたから仕方なくあやまるといつた感じで、誠意がない。これだけか、概かにも事件があつたか。

局長 事実関係については、特連局で調査する。

問 つまり政治問題にしたくない。

局長 そう、少なくとも意圖的でやつたという証拠でもあるならともかく、単なる不心得者の行爲では。

問 各地で一連の事件があつたとすれば、米兵全体の対日、対沖感情にいたけたものがあり、高等弁務官の施政上の問題でもある。としたら日本政府も速慮することない。そういう事実を究明する要はあるう。

局長 勿論そうであるうが、意圖的にやつたかどうか問題だ。

問 それは事実関係の調査をやらねば判らん。ワ

トソンがあやまればすむか。両政府間の問題ではないか。

局長 ワトソンがあそこでは全権をもつているから。

問 ラスク返りがびちりとやつた方がいいのではないか。

局長 米側の現地での最高責任者はワトソンだから。

問 特連に聞くのもいいが、米側に聞かぬのは速慮してか。

局長 別に速慮はしてないが。

⑩ 外

沖縄における日本国旗事件に  
関する国会応答資料

昭和39 9/6  
アメリカ局北米課

1. コザ市における事件の状況いかん。
2. 事件が発生したのは9月7日であるのに、9月15日日本件が新聞に出るまで相当の時間が経っている。政府はなにをしておつたか。
3. 高等弁務官の陳謝とは、どういう内容であつたか。今後政府はどのような措置をとるか。
4. 日本政府は、本件に対し正式に抗議するとか、再発防止のために米國政府の陳謝を取付ける等の措置をとる意向ありや。
5. コザの国旗事件類<sup>似</sup>の事件は、他の地区には発生していないか。
6. 沖縄において、過去においてこの種の事件が発生した前例はないか。その処理状況いかん。
7. 沖縄においては、何時、いかなる条件で、日本国旗の掲揚が許可されるか。

問題の米兵は、陸軍部隊に属する3名の米兵であるが、酒に酔っていた由であり、これら米兵は目下なお米側において取調入中の題である。

(注、米側によれば、目下取調入中であるので、3名の氏名は公表できない。ただし、年令は23才から31才までのもの由である。)

問 コザ市における事件の状況いかに。

答 コザ市は聖火歓迎のため、日本の一般家庭で使用されていることき布製の日の丸400枚を購入し、万国旗とともに聖火リレーコースに掲揚した。

7日午後5時頃聖火リレーコースにあたる同市センター大通りの街路で、上記のごとく万国旗とともに街灯の柱に掲揚されていた日の丸のうち、6枚を米兵3名が引降した。

その際、6枚のうち、万国旗2枚が破られたという説があるが、米側がこれまで調査したところによれば、5枚は完全な状態であつたが、1枚はこれを引降す際、旗の上部の穴の箇所が破れた。しかし、それ以上万国旗を侮辱する行為はなく、万国旗は米側より沖縄側に引渡されたとのことである。

警察は、上記の米兵3名を逮捕し、直ちに米側に連絡の上引渡した。

問 事件が発生したのは9月7日であるのに、9月15日日本件が新聞に出るまで相当の時間がたっている。政府はなにをしておつたか。

答 本件については、9月9日在京米大使館より、外務省事務当局に対し、7日午後コザにおいてオリンピック聖火歓迎のため、市街に掲げられていた日本万国旗6旗が3人の米兵により、引き降された事件が発生したことを通報するとともに、本件が発生したことについて遺憾の意を表明した。また、その際、米大使館長は、再度かかる事件が起ることのないよう、沖縄にある米軍に対し注意が喚起された旨をも述べた。

よつて、外務省は総理府特選局に対し、上記を通報するとともに、事実の調査方を依頼していた。この事実関係が明確になつた上で、適當な措置を講ずる予定であつたが、9月15日に本件につき新聞報道があつたこともあり、同日高等弁務官より正式に陳謝の意が表明された次第である。

政府として、直ちに米側に対し、抗議を行な  
わなかつたのは、米側より最初に通報があつた  
際、すでに陳謝の意の表明があつたこと、事象  
関係が必ずしも明らかでなかつたためである。

問 ワトソン高等弁務官の陳謝とはどういう内容  
であつたか。今後政府はどのような措置をとるか。

答 1 / 5日在京米大使館より外務省に対し、「  
高等弁務官は、米大使館を通じ、本件につい  
て遺憾の意を表す。高等弁務官としては、  
この種の行為を決して許すものではない。事  
件に関係した米側の者に対しては、適当な処  
置がとられる。また琉球内にあるすべての米  
国人に対し、同種の事件が起らぬよう注意を  
喚起する。」との高等弁務官よりのメッセー  
ジを伝達してきた。

2 / 6日外務大臣(田井総理府総務長官同席)  
は、協議委員会に引続いてライン・ワー米大  
使と会見し、すでに外務次官よりも申し入れ  
たことであるが、日本政府はかかる事件の発生  
したことをきわめて遺憾に思う旨、並びに  
今後再びこの種の事件が発生しないよう万全  
の措置をとられたい旨強く申し入れた。これ  
に対しライン・ワー大使は、重ねて遺憾の意

を表するとともに、今後かかる事態が再び発生しないように、米政府当局としても可能な限りの措置をとる旨述べたので、これを了承した。

従つて、政府としては、差当りこれ以上の措置をとる心算はない。

問 日本政府は、本件に対し正式に抗議するとか、再発防止のために米國政府の補約を取付ける等の措置をとる意向ありや。

答 米國大使は本大臣に対し、遺憾の意を表明しており、また沖縄の總政の最高責任者である高等弁務官は、事件の關係者に対して適當な措置を講ずること、またこの種事件が今後再発することのないよう、沖縄におけるすべての米國人に対し十分注意を喚起したことを申越すとともに、この種の行為を許すものではない旨を述べ、遺憾の意を表明しているので、この上抗議するとか、補約を取付ける等の措置をとるつもりは今のところない。

問 ヲザの國旗事件類似の事件は、他の地区には発生していないか。

答 沖縄においては、煙火リレーコース全体にわたって広く日本國旗が掲揚され、記念のために國旗が持去られたような事件は多少あるようであるが、ユザにおけるがごとき事件が他の個所で発生したことはいまだ確認していない。

問 沖縄において、過去においてこの種の事件が発生した前例はないか。その処置状況いかに。

答 今までこのような事件が発生して問題となつたことは承知していない。

日本  
新聞

問 沖縄においては、何時、いかなる条件で、日本国旗の掲揚が許可されるか。

答 沖縄においては、法で定められている琉球の祝祭日及び正月の3日間、官公署または管内で、日本国旗の掲揚を許可されている。

個人の家屋または個人的集会においては、いかなる国の国旗の掲揚も自由である。

ただし、個人の場合でも、政治的性質を有する集会または行列では、許可なしに日本国旗を掲揚することはできない。

(備考)

沖縄高等弁務官の公布した布令第144号は、次のとおりである。

「高等弁務官の特別の許可をえた場合を除き、合衆国以外の国の国旗または軍旗は、官公署またはその管内でこれを掲揚し、使用しまたは公的もしくは政治的性質を有する集会または行列で、これを掲揚することはできな

い。前記は、個人の家屋または個人的集会におけるいかなる国の国旗の掲揚、または法で定められた琉球の祝祭日及び正月の3日間、官公署または管内での日本国旗の掲揚を禁ずるものではない。本条の規定に違反した者は100ドル以下の罰金もしくは6カ月以下の懲役に処し、またはこれを併科することができ。」

今回の場合は、コザ市においては、街灯柱等に国旗を掲揚することについての事前の許可はとつていなかった模様であるが、聖火リレーの趣旨にかんがみ、民政府としては黙認していた、というのが当時の状況と思われる。

沖繩コザ市における日本国旗  
損壊事件について  
(総理府特連局よりの連絡による)

昭和39. 9. 16  
アメリカ局北米課

南連事務所の調査によれば、状況は次のとおり  
である。

1. コザ市長談

事件発生は9月7日で、場所は聖火リレーコ  
ースに当るコザ市ビジネスセンター大通り。

日の丸は街灯柱に万国旗と一緒に掲げられて  
いた。大きさは普通日本のどの家庭でも祝日に  
掲げる布地のもので、コザ市が聖火歓迎用に  
400枚購入したもののうちである。

街灯柱に米兵3人がよじ登って4~6枚をひ  
きずりおろし、足でふみつけた。それを街灯柱  
の隣の人が目撃し、警察署に連絡、警察署はす  
ぐMPに連絡、MPが直ちに連行した。それ以  
上は警察署に聞いてほしい。

2. 警察署の見解その他について

警察署は、警察本部に聞いてくれといつてい

る。警察本部長はUSOARに聞いてくれといつ  
ている。USOAR情報局に対し南連事務所から  
照会中。

3. ワトソン高等弁務官の記者会見

15日午前在沖社(朝、毎、読、共同、時  
事、NHK)特派員がワトソン高等弁務官と会  
見した際、高等弁務官は遺憾の意を表するとと  
もに、事件を嚴重に調査し、適切な処分を行な  
う旨発表した。

なお、日の丸の掲揚は、個人の場合及び祝祭  
日を除き、公共施設においては高等弁務官の許  
可を要することになっているが、当日はコザ市  
よりの申請はなかつたが、黙認の形で認められ  
ていた。



沖縄における日本国旗損壊事件  
について

39. 9. 16

本日午前10時30分南連木村オニ課長から

次のとおり報告越した。

1. 本日午後1時30分事件に関し 渉外局 フライマヌ

局長と南方連絡事務所と話しあうことになって

いる。その結果は、会談後の報告する。

2. 沖縄教職員会より南連事務所係員が聴取

したことは次のとおり。

国頭村久志村<sup>アノ</sup>安波小<sup>アノ</sup>中学校長(島袋

輝夫)より教職員会への報告によれば、8日

午前9時40分頃、同校長住宅の門を掲げて

あった日本国旗を、米軍のジープ3台(うち2台に

は上半身裸の所属部隊不明の米兵10人以上

が乗っていた)がやってきて、門の旗を米兵2人

がナイフで旗を結んであった處を切りとり、

竿頭と国旗を盗んで車で逃げた。目撃者は

校長住宅の家人で、清掃中のところ、門前が

さわがしいので外を見たとする理行中であつた。

校長は英語教師と共に部隊に急行し、吉直

の二回軍曹に報告し、同軍曹の協力により

犯人の捜索にあつたが見つからなかつた。

以上

沖縄における日本国旗損壊事件について

(沖3報)

(39.9.16)

9月16日午後3時半 南連事務所 木村 邦二 課長から

の報は次のとおりである。

### 1 宜野座村の状況

(1) 9月8日 20時から 20時30分の間に事件発生した。

村役所の内に2本の日の丸を掲げてあったところ、1本

は日の丸の旗をとられ、これは地区教職員会の

所有のものであった。他の1本は 村当局所有のもので

旗をとられ、旗竿を折られた。犯人は不明。

目撃者もない。以上の状況は 村役所から警察に

届出たものがある。

総 理 府

(2) 同じく9月8日夜間、一般民家の日の丸が若干紛失した

が犯人は不明。

(3) また小学校の旗が紛失したが状況不明。

### 2 金武及び具志川の状況

不明。 ~~沖3報~~

### 3 祖国復帰協の動き

祖国復帰協は9月16日、日の丸事件について協議

したが、復帰協として高等弁務官に対し抗議する

ことを要求している。また同復帰協は、日本政府に対し

米側に抗議および要求などを決定した。

### 4 警察当局の見解

警察としては、今回の事件について、「単なる窃盗事件」と

総 理 府

2

して取扱いたい意向がある模様である。また

国旗紛失事件について、記念品として収集した物も

あるのではないかと判断をして、見送りである。

### 5. 南支事務所の是解

今回の事件について、これを「単なる記念品集め」とみる

向もあるが、一部米人として、一斉に日の丸がひるがえつた

ことに対し、奇異の感を抱いたのではないかと考えられる。

××に山岳部で訓練中の米軍マリンの者が、オリビツ

ク聖火リレーに於いての事情を知らないで、日の丸が一斉

にひるがえつているのを見て、住民の反感を起している

かの如き感を抱き、これに反感を感じたものも知れ

ない。米軍南支のオリビツク聖火リレーに対する協力

も地域によって積極的なビロとはすしそない

とビロとあつたようである。

6. フライマス 渉外局長との会談の状況  
(9月16日 午後1時半)

木村=課長

(日の丸)事件については、アメリカ合衆国が記者会見の際、事実関係は特運局を通じて明らかにされるとの発言を行なったことでもあり、南運として、即刻事実を知り必要があると考へて、USCARより提供して頂けた。

フライマス

この問題は外務省で取り扱われてるものと思つた。事件の内容は米大使館を通じて連絡してある。

木村

我々としては新聞で「知りたか」が例としては「新南報」によつて、この以外に宜野座、金武等が事件が起

つたという報告がなされてゐる。これらについて内容を知りたかと思つてゐる。

フライマスは、その後木村=課長に「この内

題は外交問題であるから、渉外局に以上のような希望があつたか、外交ルートで

検討される問題であると思ふ。

沖縄における日本国旗損壊事件について  
(オ4報)

39. 9. 17

本日午後3時40分南東木根オ一課長から

次のとおり報告があった。

1. 羽地村

9月7日午後4時30分頃同村伊差川の2班

山里、3班屋喜味の二軒の家で除行させた

ジープからおりた米兵が日の丸の旗をかきさら

つて行った。MPに訴えたらMPは遺憾の

意を表した。

2. 名護町

総 理 府

教職員会屋上の日の丸の旗が一本なくなつた

(9月9日)。犯人不明。

3. 具志川村

9月8日昼頃、具志川村川崎小学校で米兵

が日の丸の旗を盗んでいるのを青年が見つけ

先生に通報している間に逃去した。

4. 金武村

日の丸の旗がとられたらしいが詳細不明。

5. 復帰協職員が、9月17日中部に出張

して実情調査中。復帰協としてはその結果

をまわって態度を決める(高等弁務官に対する抗議)

総 理 府

6. 沖縄教職員会は、9月21日事務局長会議

を開き、各地の事情をきく（市町村単位で

地区教職員会あり）。24日正式態度を

決める。

極秘  
まで

沖縄における口禱事件に

ついて

(AR 39-9-16)  
アメリ大使

1. 9月16日 6 p.m. サレン参考より、次の電

信連絡があった。なお、本件は竹内少

司令に対する口禱事件より、犯人の氏名、事

件については、米側の調査結果を承知

し、これと申入れをいただいたのに対する回

答である。

本件に関係しているのは、米陸軍の3人

の enlisted men であり、身長は、23才から31才

の者である。氏名は、公表出来ず。理由

は、まだ取調べ中であり、之が完了する前

に公表することは、彼等に prejudice するの

みならず、米側の調査が問題と見出す

恐れがあるからである。

事件については、6枚の襦が降下したか

中、5枚は完全な状態であり、一枚丈が引降

り際、紐を通す穴(襦の上部の)がこ

ころから破れた (torn slightly near

the seam)。しかし、それ以上襦を侮

辱けしめたとの証拠はない。事件は

聖大が通過した後 癸を以てその由あり

り。銜路には当時 殆んど人がいなかつた由である。ふお、米兵は酒に酔つてゐた趣である。

又、9月16日 正午過ぎ、沖縄接吻に因り

協会の元 竹内氏、口訳条件につき

9月9日 フアリプ書記長より 外務省に邦し

通報あつた際、米大使館より 非公式

に陳謝の意の表明があつたと解釈

して良しかと 感じられたに因り、勿論

それと結構である。若し、フアリプからの

真 一ツキリ言わなかつたことよければ、行及は

言うべきであつたから、その中に了解

として結構があると述べてた。



アメリカ局長

参事官

先米課長

事務次官	情報文化局長
外務審議官	島内参事官
官房長	報道課長
総務参事官	国内広報課長

(9) 報

1. 椎名外相記者会見 (16日) (第92号)

情報文化局報道課  
昭和27年7月16日

~~スウェーデン~~  
(沖縄援助に関する米日米協議委員会後)

~~10時~~ 約1時半開始。米側から日  
本政府に対して沖縄援助に26億円余の提案があ  
た。これは今会計年度の援助額に対して約7億  
2,000万円の増になり、相当思いついて心せ  
てくれたこととなる。

また、ワトソン高等参事官が赴任の途中である

時に懇談した際、日本側援助はあらゆる援助を  
歓迎すると言っていた。従って、日米ともに沖縄援  
助に相当積極的にやらなければならないという意見が

を示していた訳が、その反映かと思う。

~~米側は~~ 米側は喜んでいるのは少しおかしい

~~米側は~~ 米側は、しかし、沖縄援助には非常に

~~熱心な~~ 熱心な意見かと思う。大要は別紙の通り。

(14) ~~米側は~~ 米側は、この点を討議した。

(15) ~~金額の問題~~ 金額の問題については別に話した。今日

~~米側は~~ 米側は、この点を討議した。

(北米課長) 米側現案は、日本側の意見



育とが 経前とかある 長期的に見通しを話し合う上

は 自治権拡大というものを伴わねば 達成でき

ないというものもあるだろう。 だが、それと真正

面から 取り組むわけではない。

(15) ~~米側提案の 今案と12の印象はどうか。~~

(答) ~~それらもらったばかりから 検討にこの~~

~~次の委員会のやり~~

(16) ~~総額が 100億 1000万円 満足すべき提案として~~

~~受取っているか。~~

(答) ~~そのほかの数字も 検討する。~~

~~2億 1000万円 検討する。~~

(15) ~~さき程の 数字は 事務費は 含まれぬか~~

~~(これは日本の国債の発行に費用)~~

(答) ~~事業と運行の事務費は 1000万円~~

~~費が 500万円 2000万円 含まれている。~~

(16) ~~これに見合う 米側の 支出は いくらか。~~

(答) ~~これに見合う 説明(項目別の)は 今日 1000万円~~

~~か。 総額は 今年の7月から 来年の6月迄~~

~~か 1200万ドル だ。~~

(17) ~~前年比は どうか。~~

(答) ~~前年度は 815万ドル から 約 400万ドル~~

~~増えている。~~

(18) ~~米側が 100億 1000万円 満足すべき提案として~~

前年と比較、特にいさぐち異は何か。

(答) (北米課長) 前年<sup>度</sup> 額を申上げら  
~~れ~~ 料部門は 1,473,000ドル (537,480,000円)  
~~れ~~ 才2部門は 2,027,000ドル (727,920,000円)  
~~れ~~ 才3部門は 777,000ドル (258,120,000円)  
~~れ~~ 才4部門は 418,000ドル (150,480,000円)  
~~れ~~ 才5部門は 550,000ドル (200,880,000円)

(問) 次回は今月中にやれるか。

(答) (北米課長) 手配は完了予定に立  
~~て~~ いる。余り急がずとすべし。

(問) 権の問題は持ち出されるか。

(答) 協議会は全然持ち出されなかった。

(問) 長期見通しの話は今日具体的に何から  
~~か~~

(答) 具体的には本日の。唯、年次計画の商討に  
~~は~~ 長期見通しは別の話題から話さなければならない。

先般にもしもどうの問題  
~~は~~ 今から話さず、先般にもしもどうの問題  
~~は~~ 話し合った性質を併せているのだから、これ  
~~は~~ 次  
~~は~~ 当該年度、問題のみならず、長期の見通し  
~~は~~ 長期の目標が何なのか、今後共話し合える  
~~は~~ 話し合える場合、予めからと具体的に  
~~は~~ べし。そういう問題を話し合えるか。



沖縄における国旗事件の申し

大臣記者会見要旨

39.9.17  
米、北

9.16の  
1. 協議委員会に関する記者会見の引続き

会見

2. 本会見は、協議委員会に出席する記者会

見とは全然別個のものであり、従って  
記事は全然別個に取材すべきであらう  
注意された。

大臣： 本日沖縄援助の協議委員会が閉会后、  
後、別室で白井総務長官と一緒に  
ライニャー大使と、今 沖縄の国旗事件  
について会談した。

席上大使は本事件の発生は遺憾の意を  
表した。事件関係者については  
適切な措置をとる旨並に将来の因

を防止についても措置をとると言った。

私からは日米親善関係の良好な振柄、国民感情を刺戟するようなことは

面白くないので、採れる可能な手段を

とつて貰いたいと申入れ、今回の事件

については先方の説明を了承した。

問： 事件の起つたことを了承した款か。

大臣： 事件そのものについて話したので、事件

関係については質問しなかった。

問： 事件は1回起きたか、何回も起きたか

大臣： 事件の事実は目下調査中である。

大使と会談の席ではきかなかった。

問： 酔つていたか、何か祈か。

大臣： 国旗を破ることはなかつたことである。

但し先方の説である。

問： 貴方で調査し、今考え以上の以上のことが

判明すれば、何か申入れますか

大臣： 状況による。

電信係 総第 <b>31483</b> 号 昭和 年 月 日 時 分 発 39 9 19 14 46	
要写 部 電信案 (分類)	
暗 略 平 大臣 政務次官 事務次官 外務審議官 官 房 長	第 <b>1702</b> 号 (JLF) 主管 <b>リカ局長</b> 参事官 主任 <b>北米課長</b> 起案 昭和 39 年 9 月 18 日 起案者 <b>上林</b> 電話番号 444
在 米 武 内 臨時代理 大使 宛 椎 紅 大臣 発 総領事	
電 報 在 大 公 使 館 総 領 事	
件 名 <b>沖縄における米兵による日本国旗引きおろし</b> <b>事件の対米交渉経済通報</b> (沖縄における) (の経緯次の通り通報する)	
<del>沖縄における米兵による日本国旗引きおろし事件の発生した事</del> <del>対米交渉経済通報</del> <del>9日東京米大使館より</del> <del>9日東京米大使館より</del>	
1. <del>9月7日</del> 沖縄県コガ市において、オリンピック	
GB-1	外務省 回覧番号

19 36  
漢  
写 済

聖火歓迎のため 聖火リレーコースの街灯柱に  
 掲揚されていた日本国旗6枚が米兵3名に  
 より引き下されるという事件が発生した  
 △これについて遺憾の意を表す。口頭には特に異言なく沖縄側  
 犯人の米兵は琉球警察により逮捕  
 され M.P. に引渡された旨 および 高岸 参  
 事官はかかる事件の再発防止のため 沖縄  
 駐留 兵の注意を喚起する措置  
 とする旨 口頭をもつて 通報した。  
 (其の後米側調査結果は 旗5枚は  
 無きが、1枚は破損したことが  
 引きおろしの際 旗の穴の箇所が  
 引張られ 破損したもので、国旗侮  
 辱のたが 故意に 破損したものはな  
 由)  
 よつて  
 2. 本署において早速事実の調査方を 総理府



特別地域連絡局に依頼し<sup>事実関係が明か</sup>  
とふの上で然るべき措置を講ずる予定であつたが

15日本件が新聞に報道され<sup>(口説の中二枚が破れた旨伝えられた)</sup>

同日高等系務官より大使館を通じ

日本政府に対し遺憾の意を表すと共に、

高等系務官としては決して此の種行差を

許すものではなく、事件に關係した者に対

しては適当な処置がとられることとなつて

あり、また沖縄にあるすべての米国人に

対し、同種の事件を起さないう旨注意を

喚起する旨<sup>の責任を</sup>伝達す

した。

3、15日 次官より<sup>エマソン大使</sup> ~~ライカ~~大使に対し日本

政府はかかる事件の発生したことを極め

て遺憾とする旨茲に同様事件の

再発防止につき善処を希望する旨

取り敢えず申入れにお願いが、16日の沖

縄援助員団協議委員会にて、

本大臣より (白井総務長官同席)

ライカ大使に対し同様趣旨を

申し入れた。ラ大使は重ねて遺憾

の意を表すと共に同種事件の

再発防止につき可能な限りの措

置をとる旨述べたので、これを了承

した。

4. 本件の写真関係は次の通り。6枚の口覆は  
コザ市が購入し、口覆と共に送付状  
に揚がた4枚の<sup>布製の</sup>普通家庭で用いた型  
のもので、米兵3名は酒に酔った<sup>報道</sup>  
では2枚が破損したと述べているが、米側  
調査によれば、5枚は完全な状態、1枚  
は引降す際上部の紐を通す部分に  
損傷したのみで、<sup>外</sup>その他に口覆を侮辱  
する行為はなかったと述べている。3名の  
米兵は目下米側に2取調べ中~~中~~  
なお、米側によれば、本件口覆揚場は  
つき許可申請はなかったが、オリエンタル  
関係でもあり、米側に<sup>この点</sup>特に問題と  
してなかった趣意がある

5. 本件につき、記者団より<sup>は</sup>政府は米  
関係を考慮して、米側に対し厳正な対応を  
行われぬことは、敢てあるとの声が強かつた  
が、新聞の<sup>実際の</sup>取扱は比較的穏かであり、  
また、口令においても<sup>今までのこと</sup>  
17日の衆院外務委員会では本件につき  
簡単な質疑が行われたに留まつている。  
なお、神保の口令は整火リレーコース  
全体に亘つてなく、日本国旗の揚揚  
工のため、記念のため、国旗が持ち  
去られる等、国旗の紛失事件が多少  
あつた模様で、調査中であるが、コザに  
おける如き事件がほかにあつたとの  
案は、未だ確認していない。

タイプ指示	発信用	執務用	計
主 信	/	/	2
付			
属			

発 送 日 昭和39年9月22日  
 発 信 用 タイプ

文書課長 公 信 業 (分類)  
 公 信 第 274 号 公 信 日 付 昭和39年9月21日  
 大 臣 主 管 アメリカ局長  
 政 務 次 官 参 事 官  
 事 務 次 官 北 米 課 長  
 外 務 審 議 官 主任 起案者 上林 電話番号 725  
 官 房 長

受 信 者 (土) 警 視 庁 警 備 部 長  
 発 信 者 中 島 北 米 課 長

写 送 付 先 (希望免送)  
 件 名 (米国籍棄換の予告投書送付について)

最近の沖縄に於ける米兵の日本国籍取得  
 および事件に対する報復として、オリ  
 ビック開催中米国籍を破換、

GA-2 21 463 回覧番号

焼棄する旨別添の通り無名の投書  
 がありましたので念のため投書を送  
 付します  
 (投書を作成、当分の控えおとし、  
 原文及封筒 4つ併添はつこと)

付属物添付



外 務 省

米北第224号

昭和39年9月21日

警視庁警備部長 殿

外務省アメリカ局北米課長

米国旗棄損の予告投書送付について

最近沖縄における米兵の日本国旗引きおろし  
事件に対する報復としてオリンピック開催中米  
國国旗を破損、焼棄する旨別添のとおり無名の  
投書がありましたので念のため送付します。

付属物添付

前略

米兵の日の丸を破つてすてた事件に大變、憤  
つてゐる人です。

大山市長は「警察の知らせを受けてビックリして  
いる。告誡するかどうかまだ決めこいてないが日  
の丸は一市町村の問題でひかく、国際上の問題  
であるから、慎重に検討したい。」と言つてゐるが  
僕もまた同感だ。そして日本政府の出な  
たを見まもつてゐると、なんですか。

外務省は抗議するどころか、  
オリビックを周辺にかかえてゐるだけだ。な  
ら、日米関係が長まらずくなることと避けたい  
として、問題を政治化するのをおそれてゐると  
いふのではないですか。

政府は国旗を愛する運動を押し進めて  
いるのではないのですか、政府自ら国旗の

權威をさげているやうなものでありませんか。  
僕も決心しました。

悪いと思つたが、ちよつとオリビックでアメリカ  
の星条旗もはためくでしょう。その特に目だつ  
所の、むしろ夜を破つて、旗を捨ててやる。

アメリカ人の国旗には大變愛情を持つてゐる  
と聞いてます。どんな反響が来るでしょう。か  
少年だから大目に置てく小ますか。

その時とどこか外務省の方、国旗をどう  
のことで、親密な日米関係が悪くならないう  
努力して下さいな。

その時とどこか、国旗の重大さかわかるので  
ないのですか。  
ではオリビックの来る日を、楽しみにま  
つてゐます。

秘

沖縄における日本国旗損傷問題に対する  
日本右翼団体の報復の動静の件

(昭 39. 9. 24)  
米 北)

9月24日午後、警察庁警備局外事課石崎  
警視は中島北米課長を来訪し、沖縄における日本

国旗損傷問題に対する日本右翼団体の報復の動静  
に関し、警察庁で探知した情報を別紙のとおり手交

し、大要次のとおり説明した。

1. 右翼団体の動き

9月18日、右翼団体代表者官房長官代理の  
石川副長官に面会を申しつけた前後の右翼団体の動きとして

(1)

[Redacted]

GA-6

[Redacted]

(2) 副長官に面接中、一部の者は満足な回答が得  
られない時は米大使館及びオリンピック会場に掛け

ると米国旗を衆人環視の<sup>中</sup>前で引破ると述べ、持  
つた米国旗も取出す等の言動を~~示~~示していた。

2. 警察庁の措置

警察としては、右翼団体に対し、以上のような

国旗に対する過激な動きにおおむね、説得に努め  
ており、事件の発生にはいたらないとの見解であった。

今後何んが新しい動きがよければ、<sup>北米</sup>北米課長に通報  
する旨述べた。

GA-6

日本国旗投傷事件に対する [redacted] の動向

去、9月7日、沖縄コザ市において発生したリン  
ピック型火銃を用いた日本国旗投傷事件について

[redacted] には、 [redacted]  
 [redacted] として

9月8日、首相官邸に抗議を行った。

すなわち、 [redacted]  
 [redacted]

[redacted]

当日、午前10時30分頃、 [redacted]

[redacted] 以下 [redacted] 会員約20名

が、米国旗を携帯し、首相官邸を訪問し、官  
房長官に面会を求め、抗議の石岡官房副  
長官に対し、

- 日本の国民感情を傷つけ、国家の威信  
を失墜させた米側に謝罪させよ。
- 沖縄の高等弁務官の答弁に、日米  
戦後何人の影響もないと云っているが  
誤りにあつた。直ちに撤回を要求せよ。
- 日本政府は速に手続を急ぎ、米同政府  
に抗議し、迅速に結果を得よ。

等を要請した。

なおこの間、当初長官不在のため同僚長官

が面接し終ったこと、誠意がたいとして一

部において「米同大使館の行き、目の前で米同

旗を引破つてや、等と怒号し、自動車を奪

し、大使館へ走つたこと、ため警戒中の警備

に制止を求め、また、副長官の面接中一部

の警官、この抗議に満足な結果が得られぬと

きは、アフリカ大使館におき、オランダの警官に

掲げられた米同旗を衆人環視の前で引破

る、と述べ、掲げた米同旗を取出す等、過

激な言動のみを求めた。



アメリカ局長 46

アメリカ局長 殿

参事官 殿

北米課長



総南連第2252号

昭和39年10月2日

総理府特別地域連絡局長 殿

那覇日本政府南方連絡事務所長

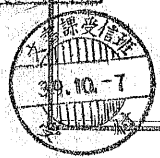
日本国旗破棄事件についての決議書送付に

ついて

コザ市議会議員から、みだしの決議書が別添のとおり送付されてきたので、参考のためにその写を送付する。

(本信写送付先) 外務省アメリカ局長

要研究至	急
課長	
斎藤吉田	
有馬	
渡辺川	
大崎津	
上村	



総理府



官報

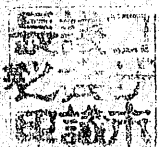
第 296 号

1964年9月28日

コザ市議会  
議長 官島重

那覇日本政府南方連絡事務所  
所長 藤田久治郎殿

コザ市議会  
議長 官島重



日本国旗破棄事件についての決議書送付について

みだしのことについて、1964年9月25日の第20回コザ市議会(定例会)において高等弁務官あて別紙(写)のとおり送付しましたのでよろしく御協力下さるようお願い致します。



日本国旗破棄事件について決議

1964年9月9日、心ない数名の米軍人が1964年東京オリンピック大会聖火リレー歓迎のために掲揚された日本国旗をコザ市の公道で引きちぎり踏みつけた行為は、国際信義を踏みにじる行為であり、日本を祖国としている沖縄住民の感情をそとねるものである。

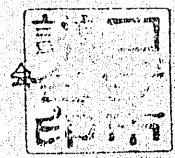
コザ市議会はかかる不心得の米軍人の行為が市民の不満を誘発することは琉米親善にとって好ましからざる結果を招くことをおそれるものである。

以上の理由により、沖縄における最高責任者である高等弁務官は責任をもつてかかる行為が二度と発生しないよう猛省すると共に、不心得な軍人に対し適切な処置を求めるものである。

以上の通り第20回コザ市議会において決議する。

1964年9月25日

コザ市議会



大臣秘書官 我

アメリカ局長 44

秘 事 務 次 官

官房総務課長

(T) 参 事 官 由

北米課長 44

コサに於ける国旗引き下し事件について

(39. 10. 2)  
米 北

本件に関し、昨10月1日、アリア書記官に最近の情報の提供を依頼したところ、本10月2日、午前フランス書記官村枝村に対し、沖縄に得た最近の情報として次のとおり電話連絡した。

1. 米軍当局には行方不明の公式調査は終了した。この調査によれば、国旗を本に引き下し事件に関連したのは、1名の兵士のみにあった。他の2名が引き下しに関連したという証拠は見出されなかった。また、事件発生当時、3名の兵士も制服を着用していた。

2. (既に連絡のとおり) 当該国旗を引き下したという以外の暴行を加えられたという証拠はない。国旗を引下した兵士の責任は、それを記念品に押し込められたものらしくである。当該兵士が引下した国旗を日本国旗として認識していたかには疑いがあり、日本国旗に対して悪意或いは敬意を抱いていたとは認められない。

GA-6

55

外務省

外務省  
10.10.2  
村枝村

3. 当該兵士に対しては制裁措置 (disciplinary action) がとられた。沖縄駐留の各軍司令官は新たに到着した兵員及び既に駐留中の兵員に対し、他国の国旗を尊敬すべきであることについての教育を実施中である (制裁措置の内容を備したのに対し、兵士については、沖縄に連絡なく承知していないとのことである)。

GA-6

外務省

(補足證明)

9月19日付在米武内大塚古電報(電)  
参照